

大和市こども誰でも通園制度 実施に係る事前相談取扱要項

大和市ほいく課

令和7年6月

大和市こども誰でも通園制度実施に係る事前相談取扱要項

令和8年度から全国の自治体で本格実施される当該制度について、次のとおり実施事業者の事前相談を受け付けます。

1 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、保育所等に入所していない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

2 対象事業者（事業主体）

令和8年4月1日に本事業を開始する事業者で、本市内において、次に掲げる施設を1年以上（令和8年4月1日時点/見通しを含む）運営している法人、任意団体、又は個人を対象とします。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 小規模保育事業
- (5) 地域子育て支援拠点
- (6) 認可外保育施設
- (7) その他市長が適当と認める施設

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所や認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所、企業主導型保育事業所（以下「保育所等」）に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども

(2) 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、地域子育て支援拠点、認可外保育施設等であって市による本制度の認可を受けた施設

(3) 利用可能時間

上限：こども1人当たり月3^{*}～10時間（1時間以上の利用は30分単位の利用が可能） ※令和8、9年度の国経過措置

(4) 利用方法

国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行います。

(5) その他

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）実施要綱（令和7年3月31日付けこ成保第257号こども家庭長成育局長通知別紙）に定めるとおり。

4 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

(1) 一般型（在園児合同実施）

定員を別に設け、在園児と合同で受入を行います。

(2) 一般型（専用室独立実施）

定員を別に設け、在園児とは別室で受入を行います。

(3) 余裕活用品型

保育所等の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の範囲内で受入を行います。

※余裕活用品型は保育所、認定こども園、小規模保育事業所に限ります。

5 実施方法ごとの施設基準・職員配置について

(1) 一般型（在園児合同及び専用室独立実施）

①設備基準

- ・0歳児 乳児室 1.65㎡/人
- ・1歳児 ほふく室 3.3㎡/人
- ・2歳児 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人

②職員配置

- ・乳児 おおむね3人につき職員1人以上
- ・満1歳以上満3歳未満 おおむね6人につき職員1人以上
- ・保育士又は子育て支援員研修等を修了した者であり、半数以上は保育士であること。
- ・最低2人の職員を配置すること。(条件を満たすとき1人とすることができる)
- ・専任職員を配置すること。(条件を満たすとき専任職員を1人とすることができる)

(2) 余裕活用品型

保育所などの施設類型ごとに定める基準条例に則し、在園するこども及び当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数。

※職員配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し管理をしてください。また、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

6 給付の主な内容

(1) 基本分

0歳児	こども1人1時間当たり	1,300円
1歳児	〃	1,100円
2歳児	〃	900円

(2) 加算分

障がい児	こども1人1時間当たり	400円
医療的ケア児	〃	2,400円
要支援家庭のこども	〃	400円

7 保護者負担

- (1) 利用料金はこども1人1時間あたり300円を標準とし、実施事業者が利用料金を定め、施設で徴収します。
- (2) 利用料金に加え、昼食、おやつ代等の実費相当額については、保護者同意の上で徴収することができます。

8 事前相談申込

受付期限：令和7年7月14日（月）

申 込 先：大和市ほいく課保育指導係へ電話でご連絡ください。

電話番号：046-260-5672

9 スケジュール（令和8年4月1日開始の場合※）

予 定 期 間	内 容
7月14日（月）	事前相談受付期限
7月下旬まで	手挙げ施設へ個別説明
8月下旬まで	個別調整
12月下旬～翌3月	認可申請及び確認申請
3月下旬	認可及び確認の受理通知
4月1日	事業開始

※以降の開始は、随時相談を受付けます。

10 留意事項

- (1) 本要項の記載内容は、国から今後示される制度の詳細や本市の条例制定に伴い変更となる場合があります。
- (2) 実施事業者は、予算の範囲内において、地域や施設類型の均衡、過去3年間の施設監査や確認に係る監査の結果等を踏まえて選定します。

(3) 参考資料

- ・「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」(内閣府令)
- ・「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)実施要綱」
- ・「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」(こども家庭庁)